

※対象の設定がないものはどなたでも。費用の記載がないものは無料です。

日＝日時 場＝会場 対＝対象 定＝定員 講＝講師・出演者 費＝費用 持＝持ち物 申＝申し込み方法 問＝問い合わせ

情報のページ

※今号の「情報のページ」は13～10ㄱです。

お知らせ

9/10は「下水道の日」
☎(260)5465 下水道・河川施設課
下水道は公衆衛生の向上や水害防止に欠かせない公共施設です。今年3月末の下水道人口普及率(汚水)は95.6%です。下水道の機能を適正に保つため、排水口にごみや油を流さないなど、正しい利用にご協力をお願いします／市のホームページに特別プレゼント企画を掲載しています
☎下水道・河川施設課 ☎(260)5465／**下水道ポスター展**▶市内の小学4年生を対象に募集したポスターの受賞作品を展示します ㉓9/1(火)～18(金)8:30～17:00 ㉓市役所本庁舎1階ロビー ㉓下水道経営課 ☎(260)5720。

9/21～30は秋の全国交通安全運動
☎(260)5118 市民生活あんぜん課
「秋の夕暮れ ライトと反射材で守る命」

9月の納税

納期限内の納付にご協力ください
便利な口座振替をご利用ください

納期限は9/30(水)

- | | |
|-----------------------|----|
| ①固定資産税・都市計画税 | 3期 |
| ②固定資産税(償却資産分) | 3期 |
| ③国民健康保険税 | 4期 |
| ④下水道事業受益者負担金 | 2期 |
| ㉓市役所収納課 ☎(260)5241～3。 | |
| ⑤介護保険料 | 4期 |
| ㉓市役所介護保険課 ☎(260)5169。 | |
| ⑥後期高齢者医療保険料 | 3期 |
| ㉓市役所保険年金課 ☎(260)5122。 | |

納税・相談の休日窓口

㉓第2・4土曜日8:30～17:00 ㉓市役所収納課 ☎(260)5241～3。※⑤⑥は納付書持参の人の納付のみ受け付け。※10/4(日)は8:30～12:00に電話で納税相談を受け付け。

9/30は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通ルールとマナーを守り、交通安全を心掛けましょう。特に夕暮れ時は交通事故が多発する時間帯です。自動車や自転車を運転するときは、早めにライトをつけましょう。歩行者は明るい色の服や夜光反射材を身に付け、十分に安全確認をしましょう。自転車を運転するときは、必ずヘルメットを着用しましょう。高齢者が関係する事故が多発しています。横断歩道を渡るときは、手を挙げて安全確認をしましょう。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の傍聴
☎(260)5622 人生100年推進課
㉓9/27(日)13:30～15:30 ㉓保健福祉センター ㉓先着5人 ㉓不要(13:20に同センター5階501会議室前に集合)。

令和7年度の寄附の状況
☎(260)5302 政策総務課
市へ寄せられた令和7年度の寄附金は、1,087件・8,444万9,988円でした(返礼品の贈呈を伴う寄附を含む)。いただいた寄附金は、原則として基金に積み立ててから、各事業で活用しています。令和7年度は、小・中学校の体育教材備品や図書館の蔵書の購入、緑地保全事業などの費用に充てました。このほか、58件の物品の寄附がありました。詳しくは、市のホームページで公表しています。
☎皆さんの温かい心をありがとうございました。

令和7年度市民参加手続の実施状況
☎(260)5302 政策総務課
市は、大和市民参加推進条例に基づき、昨年度の市民参加手続等の実施状況を市のホームページで公表しています。市民参加とは、市の政策の形成や執行、評価、政策の形成への反映の過程に市民が主体的に参加するための仕組みです／**審議会等**▶市民が委員として意見を述べる会議など／**意向調査**▶市民の意識を把握するために行う郵送やインターネットによるアンケート調査／**意見交換会等**▶市民と行政、または市民どうしが公の場で直接意見交換するもの(フォーラムやワークショップを含む)／**意見公募手続**▶行政が施策などの素案をホームページなどで公表し、市民から意見を募集する制度。

行政相談委員にご相談を
☎(260)5129 市民相談課
9～10月は行政相談月間です。行政相談委員は、国の行政機関などの業務について意見、要望、苦情などを受け、解決のための助言や関係機関への通知をする、国民の身近な相談相手です／**行政相談委員(敬称略)**▶小菅陽子、柴田裕、笹森浩史、山本尚／**行政相談**▶㉓①10/21(水)13:30～16:00、②毎月第3水曜日13:30～16:00 ㉓①イオンモール大和1階ウォーターコート(下鶴間1-2-1)、②市役所市民相談課 ㉓不要 ㉓総務省神奈川行政評価事務所 ☎0570(090)110。

宝くじの助成金で自治会の活動備品を整備
☎(260)5162 つながり推進課
(一財)自治総合センターは、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。今年度、この助成金を活用し、東原北自治会にテントなどを整備しました。

やまと街中行ってみたいお店大賞2026
☎(260)5134 産業活性課
飲食業部門、小売・サービス業部門の2部門に、市内の特徴ある28店舗がエントリー。各部門で最多得票の店舗には大賞が贈られます。投票者には抽選で大和の特産品などをプレゼント／**投票**▶11/15(日)までに投票用紙を、直接またはファクス(264)0391で大和商工会議所(中央5-1-4)へ。ウェブ投票も可。投票用紙は市役所産業活性課、同会議所、大和市イベント観光協会などで配布します。詳しくはお店大賞公式ホームページをご覧ください ㉓同会議所 ☎(263)9112。

「大和駅前みらい実現プロジェクト」を設立
☎(260)5447 まちづくり総務課
大和駅周辺の活性化と更なる魅力や価値を高めるため、大和駅周辺に関わる人たちが連携し、将来像やその実現方策を話し合い実践する公民連携のエリアプラットフォーム「大和駅前みらい実現プロジェクト(略称:大和みらプロ)」を、4月に設立しました。今年度は、アクションプログラムと一緒に作る「ワーキング会議」を5回開催予定。ぜひご参加ください。詳しくは市のホームページをごらんくださ

い／**第3回ワーキング会議**▶㉓9/10(木)18:30～20:30(途中入退場可) ㉓場シリウス6階生涯学習センター ㉓大和みらプロ Instagramアカウント(@yamato.area)のプロフィール欄から。

高校卒業相当年齢までの子ども医療費を助成
☎(260)5608 こども総務課
市は、大和市に住民登録をし、健康保険に加入している子が病気やけがなどにより医療機関を受診した場合、保険診療の自己負担分を助成しています。助成対象は高校卒業相当年齢までです(所得制限なし)。助成を受けるには子ども医療証が必要です。同医療証の交付申請をしていない人は手続きをしてください。

保育コンシェルジュをご利用ください
☎(260)5607 ほいく課
保育園、幼稚園、一時預かり事業などの相談に応じます ㉓①②月～金曜日10:00～12:00・13:00～15:00、③～⑤実施日時は要問い合わせ ㉓①大和市子育て支援施設、②保健福祉センター、③シリウス3階屋内こども広場、④こどもの城、⑤まごころ地域福祉センター ㉓ウェブまたは市公式LINEで。

「教育委員会の自己点検・評価報告書」を公開
☎(260)5203 教育総務課
市教育委員会は、法律の規定に基づき、教育に関する各施策の達成度や課題を記載した報告書を作成しました。同報告書は市のホームページや市役所情報公開コーナーで閲覧できます。

就学時健康診断
☎(260)5206 保健給食課

来年度小学校に入学する令和2年4/2～令和3年4/1生まれの子を対象に「就学時健康診断」を実施します。この健康診断は、学校保健安全法に基づき実施するもので、身体の発育や健康状態などを診断します。対象者には「就学時健康診断のお知らせ」を9月上旬までに順次発送します。お知らせに記載された日程、会場で受診してください／**外国籍のお子さんの保護者のかたへ**▶学校教育課から「大和市立小学校への入学について」を発送しました。入学を

希望する場合は、手続きが必要です。9/1(火)～30(水)の間にお子さんと一緒に、「在留カード」を市教育委員会学校教育課へお持ちください。※「大和市立小学校への入学について」が届かない場合は、学校教育課 ☎(260)5208へお問い合わせください。

住宅用火災警報器の点検・交換を
☎(261)1265 予防課
住宅用火災警報器は、設置するだけでなく、維持、管理が必要です。いざという時のために、定期的に点検をしましょう。また、設置から10年が過ぎている場合は交換をお勧めします／**点検方法**▶テストボタンを押すか、ひもを引いて動作確認をしましょう。

林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始
☎(261)1265 予防課
昨年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模な林野火災を受け、林野などの火災を予防するため、今年3月に大和市火災予防条例を改正。林野火災注意報及び警報の発令に関する運用を開始しました。本市で降水量が少なく乾燥注意報が発表されるなどしたときは、「林野火災注意報」を、加えて強風注意報を発表したときは、「林野火災警報」が発令されます。上記の「林野火災注意報」または「林野火災警報」を発令した場合は、指定した区域で、火の使用制限がかかることがあります。詳

しくは市消防本部予防課のホームページをごらんください。

厚木飛行場周辺の移転措置事業対象区域(第二種区域)を見直し
☎0570(00)6000
南関東防衛局コールセンター(9:00～19:00(月曜～土曜日、祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く))

国は、飛行場周辺の航空機騒音の影響を受けているかたで、移転対象区域の外に移転を希望されるかたに対して、建物等の移転補償や土地の買入れを行っています。今年3/25に、現行の区域の解除、新しい区域の指定を来年10/1に適用する旨を告示しました／**解除される現行の対象区域**▶来年9/30までの経過措置期間内に移転補償等希望届を提出した場合は、区域解除後でも補償等を実施します／**対象となる建物等**▶建物等の区域で対象要件が異なります。南関東防衛局防音対策課 ☎045(211)7141またはコールセンターへお問い合わせください／**新しい対象区域**▶柳橋5丁目の一部で新たに対象になるかたの補償等は、来年10/1の適用(指定)以降に実施します。移転補償等希望届は、来年1/4から受け付けます／**対象となる建物等**▶新しい区域内に来年10/1までに建築された建物等。詳しくは、右のコードからご確認ください。

「市民の掲示板」「サークル会員募集」

☎(260)5313 広報課

市民の新しいチャレンジを応援！

市民が公共施設で実施するイベントやサークルに関する情報を掲載しています。情報は、原則として毎月末日に更新しています。

広報やまと配布停止の申し込みはこちらから

☎(260)5313 広報課

現在、広報やまとは全世帯に配布しています。ウェブ上で読むなどの理由で配布を希望しないかたは、右のコードから配布停止の申し込みができます。